

保育内容「言葉」に関する研究（その3）

－九州ルーテル学院大学「こどもと言葉」における
保育士資格取得支援の取り組み等を通して－

金 戸 清 高

1. はじめに

九州ルーテル学院大学（以下「本学」という）は、人文学部人文学科の1学部1学科、定員150名の四年制大学として1997年度に開学した¹。その後2004年度からは同学部に心理臨床学科（定員75）を増設し、人文学科（定員75）と併せて2学科構成となった。2007年度より人文学科を更に改変し、「キャリアイングリッシュ専攻」（定員35）と「こども専攻」（定員40）の2専攻とする予定である。この内「こども専攻」では「指定保育士養成施設」（児童福祉法施行規則第6条の2）としての認可を受け、同時に幼稚園教諭免許の取得を可能とするべく、関係諸機関に申請をしているところである。

ところで本稿執筆段階での本学は、人文学科カリキュラムに「地域こども文化」履修モデルコースの科目群はあるものの、たとえば学生が保育士資格を取得するためには「保育士試験」（児童福祉法第18条6）を受験し合格しなければならない。本学では開学以来保育士資格取得を希望する学生には、その分野に詳しい教員が個別に指導を行ってきたが、2004年度からの「地域こども文化コース」では、保育に関する科目を充実させる等をして、学生の保育士資格取得の支援体制を更に強化している。また2005年度からは大学の付属機関として「次世代育成支援センター」を立ち上げ、本学学生の履修する科目「家族援助演習Ⅰ」（前期開講2単位、3年次生対象）および「家族援助演習Ⅱ」（後期開講以下同）をコーディネートして学生の保育士資格取得支援の一助とすると同時に、併設校である「ルーテル学院幼稚園」との共催で種々の子育て支援事業を行ってもいる²。

金戸清高が担当する「こどもと言葉」（後期開講2単位、1年次生対象）は、まさにこうした本学学生の保育士資格取得支援のため、2005年度に開講した。本稿は金戸が「こどもと言葉」の授業を通して行った実践の報告であるとともに、更なる本学の保育士資格取得支援体制の充実を目指すための道標でもある。

2. 「こどもと言葉」のねらいと内容

「こどもと言葉」は、児童福祉法施行規則第10条2に定められた「保育士試験」の科目の中では「保育実習」に対応している。「保育実習」は「保育実習理論」と「保育実習実技」の2つの科目に分けられる。「実技」は「音楽」「絵画制作」「言語」の内から2つを選択して受験することに

科目名			担当者				
こどもと言葉			金戸清高				
開講学科	学年	必修・選択別	授業形態	単位数	開講時期		
人文学科	1年	選択	講義	2	後期		
目標とねらい			授業計画				
保育士資格取得支援科目として試験科目である「保育実習理論」受験に対応した科目の一つである。「言葉」とは「保育所保育指針」に定められた5領域の一つで、言葉を習得して行くこどもたちに対し、保育者がどのように関わるべきを概説する。また実技試験にも対応し、素話・絵本の読み聞かせ等のトレーニングもする。保育士を目指す学生だけでなく、こどもと関わる職業に就きたいと思う学生にも受講を勧める。但し内容は専門的なので意欲ある学生の受講を希望する。			週	テーマ	講義内容		
			1	総論	「こども」「保育士」「保育所」の役割について		
			2	保育所保育指針について 1	「保育所保育指針」に表されたこども観、こどもの発育・発達の状況とそれぞれの時期における保育者の関わり方について確認する。		
			3	保育所保育指針について 2			
			4	保育所保育指針について 3			
			5	言葉のコミュニケーション 1	「人間と言葉」「身体で奏でる言葉」「バーバルとノン・バーバルコミュニケーション」「保育における言葉」等テキストに沿って概説する。		
			6	言葉のコミュニケーション 2			
			7	言葉の発達 1	「乳児期の言葉」「幼児期の言葉」「言葉と文字」について概説する。		
			8	言葉の発達 2			
			9	言葉の表現 1			
			10	言葉の表現 2	「語りの意義」「言葉の獲得」「お話によるスキンシップ」「お話の効果」「話す・語る技術」		
履修の留意事項	事前に履修しておく科目、人数制限、心構え、などを記入して下さい		11	紙芝居やその他の教材 1	「絵本」「紙芝居」「エプロンシアター」「パネルシアター」など		
			12	紙芝居やその他の教材 2			
教科書	「新・保育士養成講座第10巻 保育実習」全国社会福祉協議会 「保育所保育指針」		13	プレゼンテーション準備	受講生による「お話」のプレゼンテーションを行う。		
			14	プレゼンテーション			
参考図書			15	まとめ			
評価方法							
出席点と記述式試験の他、適宜習熟確認試験を行う。							

(表 1)

現論」を保育士試験「保育実習理論」および「保育実習実技」「音楽」に、また「造形表現論」を

【保育の内容・方法の理解に関する科目】

<科目名> 保育内容（演習・6単位）	
<目標>	
1. 「保育内容」とは、保育所において保育の目標を達成するために展開される全ての内容を意味するものであることを理解させる。 2. 領域別（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の教科の学びと共に、それらを総合的にとらえる視点を養い、保育の全体構造の理解に基づいて、子どもの理解や保育方法について学ばせる。 3. 保育士として、発達過程に即して子どもも理解することと、総合的に指導・援助が行えるよう実践的な力を習得させる。 4. 「保育内容」は、5領域を視野に入れた教科（5領域に区分、5領域にとらわれず区分のいずれも可）と、それらの教科を統合する「保育内容総論」から構成されることが望ましい。	
<内容>	
1. 保育の基本と保育内容 (1) 保育の基本と内容・方法を理解させる (2) 全体構造の中で保育内容をとらえる 2. 保育内容の歴史的変遷 3. 子どもの発達と保育内容 (1) 子どもの発達の捉え方と保育内容 (2) 保育所保育指針の発達観 (3) 保育所保育指針での保育内容の構成 ねらい・内容 5領域とは ①健康、②人間関係、③環境、④言葉、⑤表現 基礎的事項 養護と教育の一体性 保育の方法（生きる喜びと困難な状況に対処する力を育てる等） 4. 子どもの活動と保育環境・子どもの活動と援助 (1) 子どもの活動の捉え方と環境 (2) 保育の環境とは・環境構成とは (3) 保育者の援助とは (4) 遊びを通しての総合的指導とは 5. 保育の計画 (1) 子どもの主体性と保育の計画性 (2) 保育の展開と評価 6. 保育内容の課題 (1) 多様な保育ニーズへの対応と保育内容 (2) 幼稚園・小学校との連携 (3) 保育内容を学び・研究する保育者	

(表 2)

なっているが、その中でも「言語」に特化して対応する科目として開講した。

「保育実習理論」の出題範囲も概ね上記3領域からの出題および「児童福祉施設最低基準」等法令からの出題に分けられる。

本学では2004年度から「音楽表

同「絵画制作」に対応させており、「言語」に対応する科目だけが残されていたためでもある。

「こどもと言葉」は同時に、養成施設が必修科目として開講することが求められる「保育内容」の「言葉」の領域に関する予備学習も兼ねている。

「表 1」は本学の統一書式によった「こどもと言葉」のシラバスである。

15回の講義をテーマ毎に分類すると 1. 序章、2. 「保育所保育指針」の学び、3. テキストから「言葉の発達」および「言葉の表現」の学び、4. 実技に向けて、様々な教材の紹介、5. 学生のプレゼンテーション、6. まとめ、となっている。実際には予定より時間を費やしたため、途中を簡略化したものもあるが、全体的には殆どを講義に費や

++ 幼稚園と保育園 ++			
管轄	幼稚園 文部科学省	保育園(保育所) 厚生労働省	
法令と位置付け	学校教育法に基づく『学校』	児童福祉法に基づく『児童福祉施設』	
保育指針と基準	幼稚園教育要領 幼稚園設置基準(学教法第3条)	保育所保育指針 児童福祉施設最低基準(児福法第45条)	
主な目的	学教法第77条より 児童を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長すること	児福法第39条より 日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること	
対象	学教法第80条より 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児	児福法第4条、第39条、第24条より 保育に欠ける、乳児(1歳未満)幼児(1歳から小学校就学の始期まで)少年(小学校就学の始期から18歳未満) 市町村は保育に欠ける乳児又は幼児等を保護者から申し込みがあったときは保育所において保育しなければならない	
設置者	学教法第2条、第102条より 国、地方公共団体、学校法人等	児福法第35条より 地方公共団体、社会福祉法人等 設置に当たっては知事の許可が必要である(認可保育所)	
学教法第4条、第106条より 設置に当たっては、市町村立幼稚園の場合は都道府県教育委員会、私立幼稚園の場合は知事の許可が各々必要である			
1日の保育時間	4時間(標準) 夏休み・冬休み等の長期休暇があり、土曜日も休み。但し、園によっては休暇中も預かり保育が行われている	8時間(原則) 延長保育を実施する園も多い。休みは土、日とお正月のみだが、土曜日や年末の保育をしてくれる保育所もある	
延長保育	保育後～午後4時もしくは5時まで程度が多い。最近は、早朝保育(午前8時位～保育開始まで)や午後6～7時まで実施される園もある	保育後～午後6、7時までが多い。私立では、午後8～9時まで対応している園もある	
年間保育日数	39週以上	規定なし	
保育単位	1学級当たり幼児数／設置基準35人以下(原則)	1学級当たり乳幼児数／学級編制基準なし 1保母当たり乳幼児数／児童福祉施設最低基準 乳児 3人 1歳～3歳未満児 6人 3歳～4歳未満児 20人 4歳以上児 30人	
保育料等	園長が決定し、保育料は幼稚園に納付 入園料(地区・園によって異なる) 公立 1,000～8,000円前後 私立 50,000～100,000円前後 保育料(地区・園によって異なる) 公立 6,000～8,000円前後 私立 15,000～30,000円前後	保護者の課税状況に応じて市町村長が決定し、保育料は市町村に納付(無認可保育園などは、これに含まれません)	
入園方法	公立・私立で申込方法が異なる場合もある。 自分が選択した園へ直接申込み、または役所等へ申込み。 希望者が定員を上回った場合の対応は、園によって異なる(抽選、先着順、試験など)。	基本的に、所在地の自治体に申込み。 基準には地方格差があり、希望園への入園どころか入園自体難しい地域もある。	
教員等の資格	幼稚園教諭普通免許状(幼稚園教諭免許) 教員免許の一種で、『教科に関する目(音楽、図画工作、体育等)』及び『教職に関する科目(教職の意義に関する科目等)』の単位を学校で所定数修得する	保母資格証明書(保母免許) 厚生労働大臣の指定する学校などを卒業もしくは保育士試験(国家試験)合格者。保育士と称して保育の業務を行うためには、試験に合格し、都道府県に保育士登録を行うことが必要。社会福祉・児童福祉・児童心理学及び精神保健・保健衛生学及び生理学・看護学及び実習・栄養学及び実習・保育原理及び教育原理・保育実習を学ぶ	
先生の勤務体系	基本的に、固定勤務 延長保育(預かり保育)対応により、固定外勤務やシフト制の場合もある	早番・通常勤務・遅番などのシフトを組み、休みも土曜出勤の調整などで交代で休む場合もある	
食事	給食・お弁当・混合・選択制など、園によって異なる	全給食(おやつや夕方の補食がある)	
保育内容	園によって、大きく異なる。 子供の自主性を尊重する自由保育主体の園や早期教育・小学校受験を目標に据える園もある。自由遊びと一緒に保育を組み合わせる園も多い	比較的、自由遊び主体の園が多い。最近は、3歳児以上を対象にカリキュラムを組み、一齊保育の時間を設けている園もある。低年齢児も受け入れる環境のため、トイレトレーニングや歯磨きなどの生活習慣なども保育中に指導する	
1日の流れ(一例)	登園(8:30～9:30・園によって多少異なる) ↓登園後、保育開始まで自由遊び 朝礼・体操・出欠確認など(9:00～10:00) ↓ 自由保育または一齊保育(10:00～12:00) ↓ 昼食(11:30～13:00・1時間程度) ↓ 自由保育または一齊保育(12:30～13:50) ↓ お帰りの準備など ↓ 降園(14:00・園によって多少異なる) ↓ 延長保育	乳児(0～2歳児) 登園 ↓ 遊び・出欠確認など ↓ おやつ(10:00) ↓ お散歩または遊び ↓ 給食(または離乳食) ↓ お昼寝 ↓ おやつ(15:00) ↓ 遊び(15:30～17:00) ↓ お迎え(17:00～18:00) ↓ 延長保育	幼児(3～5歳児) 登園 ↓ 自由保育・出欠確認など ↓ 給食(1時間程度) ↓ お昼寝 ↓ 自由保育または一齊保育 ↓ おやつ(15:00) ↓ 自由保育または一齊保育(15:30～17:00) ↓ お迎え(17:00～18:00) ↓ 延長保育

(表3)

し、終盤に学生の発表を数回取り入れた。しかしながら履修者が予想より多かったため、学生の発表をグループ発表とし、授業の3回分を費やすこととなった。また「保育所保育指針」の解説に多めの時間を費やしたのは、過去の「保育実習理論」で出題された「言語」に関する問題の殆どが「保育所保育指針」からのものであったためである³。

前述したが本学は2006年度の時点でも保育士養成施設ではない。それ故「こどもと言葉」において最も神経を費やしたのが、これが1年次生の学生にとって<こども>関連の最初の講義となることである。通常の幼稚教育あるいは保育課程の大学だと、後期となれば1年次生といえども<こども>についてのある種の前提、教える側と履修者との間に暗黙の共通理解が生じるものであるが、それが本学については、ない。1年次生対象の金戸の他の講義は、日本文学や日本語文章表現法に関わるものなので、保育というジャンルでの学生との共通理解はまったくくなかった。

従って本講義の第1回目には、まず「こども」の定義から始めていった。現在「子供」という表記が用いられず、「子ども」あるいは「こども」と表記されることの由来について、羽仁説子氏の指摘に端を発した一連の論議の紹介から始め、こども関連の職業につきたいと考えている者はこれから、「子ども」あるいは「こども」と

表記することを心掛けるように注意を促した⁴。次に＜こども＞とは、何歳から何歳までをいうか、様々な法令から指摘し、最終的には保育士ならびに保育所の法的根拠となる、18歳未満という児童福祉法での定義を紹介した⁵。

次に幼稚園と保育園との違いについて、「表3」⁶の資料と具体的な法令、「学校教育法」「児童福祉法」、「児童福祉施設最低基準」等を照会しながら説明をした。

また、毎回、手遊びや絵本の読み聞かせ指導から始めることとした。まず手遊び歌は、厳密には保育内容「言葉」の領域ではないかもしれないが、学生が将来的に保育者となるためには、手遊び等のレパートリーを広げることは必須であることに加えて、実際の保育の現場においては、所謂「5領域」を分化させずに総合的に保育活動が営まれるからでもあった。「表2」は「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛 平成15年12月9日)添付資料「教科目の教授内容」の「保育内容」の項目である。ここで指摘されている通り、「保育内容」は、「領域別の教科の学びと共に、それらを総合的にとらえる視野を養い、保育の全体構造の理解に基づいて、子どもの理解や保育方法について学ばせる」ことを「目標」として挙げている。更に「保育所保育指針」にも、以下のように定められている。

なお、保育は、具体的には子どもの活動を通して展開されるものであるので、その活動は一つの領域だけに限られるものではなく、領域の間で相互に関連を持ちながら総合的に展開していくものである。(「2保育の内容構成の基本方針(1)ねらい及び内容」より)

「こどもと言葉」において紹介した手遊び歌は、「1と1でお屋根になって～」「1丁目のウルトラマン2丁目のセブン～」「グーチョキパーで何つくろう？」「山小屋一軒ありました」(過去保育士試験実技で既出)「トントントントンひげじいさん」「カエルの夜回り」「大きな栗の木の下で」「始まるよったら始まるよ～」「バスごっこ」「キャベツの中から青虫出たよ」「おとうさん指さんこんにちは」「おべんとうばこの歌」「げんこつ山のたぬきさん」等々、新旧とりあわせてできるだけ多く紹介していった。

しかしながらこのような手遊び歌の実践が、受講する学生には少なからぬ負担となっていました。一番の大きな理由は、受講者の殆どがこうした手遊び歌を「知らない」、若しくは「忘れてしまった」ため、なかなか憶えられないということである。次にこうした手遊び歌が歌われる＜場＞が、保育室ではなく教室であるということも大きな要因となった。幼児教育の現場ではこうした＜こども向け＞のパフォーマンスが日常行われるものであるが、本学学生にとってはこうした実践が、特に＜こどもたち＞の前で展開されるのではなく、同級生たちと＜いっしょに＞あるいは＜目の前で＞実践しなければならないことによる＜恥ずかしさ＞＜照れ＞が払拭できないところに、本学における保育指導の実践の困難さがある。

また、絵本による読み聞かせ指導については、対象年齢に沿った絵本の選択を心掛けることの注意を喚起した。特に金戸は2005年度前期「家族援助演習Ⅰ」(3年次生対象)において読み聞かせ指導をした際、＜こども＞についての予備知識の少ない学生が、より物語性の強い絵本を選ぶ傾向があることを把握していたため、受講生には0歳児からの絵本の選定について、重点的に説明をした⁷。

その他、「ペープ・サート」「紙芝居」「エプロン・シアター」「パネル・シアター」など、様々な素材を用いた＜お話＞の方法について、「こどもと言葉」において出来るだけ紹介を試みたが、時間の都合上、学生たちに実演させ、細かな指導をしていくことはできなかった。また、保育士

試験における「保育実習実技」の「言語」の課題はここ数年、3～5歳のそれぞれの年齢児を対象とした「素話」となっている。本学の学生ならずとも保育者が素材を用いず、また身ぶり手ぶりを交えないで語ることには、相当の熟練を必要とするため、今回の「こどもと言葉」では、単なる紹介のみにとどめた。

3. 学生たちの発表について

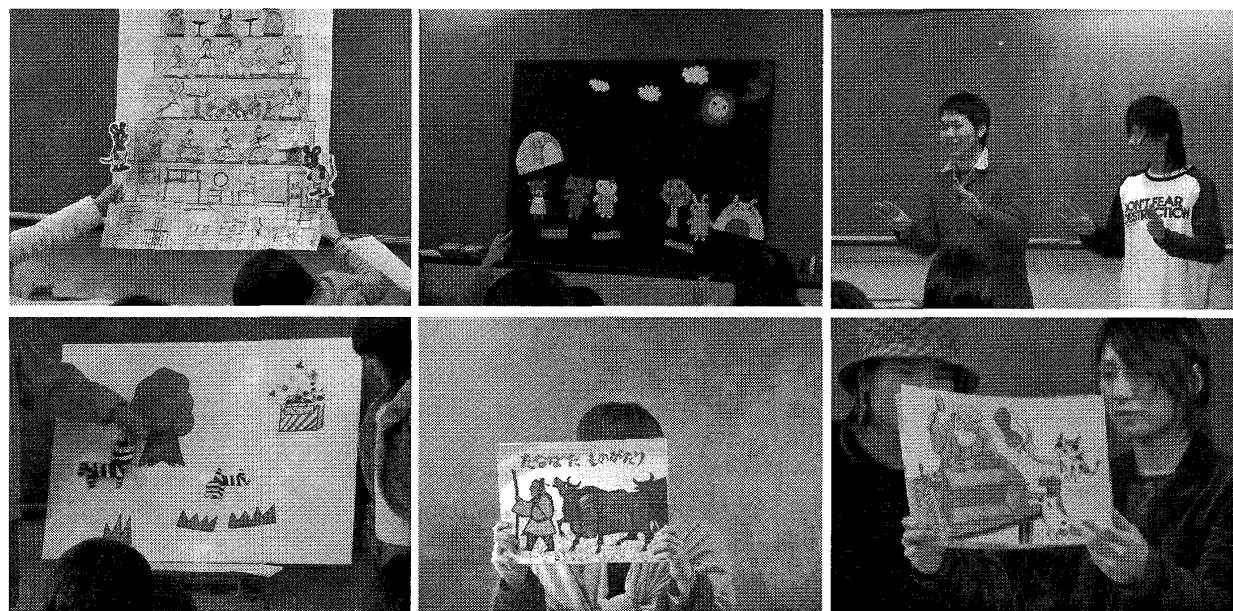
ここまで述べてきたように、「こどもと言葉」による学生の保育士資格取得支援は、平易なものではなかった。にもかかわらず、学生たちは、講義の終盤において担当者の予想を上回るパフォーマンスを演じてくれた。先述のように、受講生が多かったための措置として学生のプレゼンテーションをグループ発表とし、以下の課題を提示し、学生の希望を募り、グループ分けをした。

1月16日：課題「ひなまつり」「誕生会」「イースター」

1月23日：課題「母の日」「父の日」「七夕」

1月30日：課題「誕生会」「収穫感謝」「クリスマス」

「ひなまつり」と「七夕」を除けば概ねキリスト教主義の保育所における年間プログラムで想定される諸行事でのプレゼンテーションを要請した。注意事項として、前もっての「企画書」⁸の提出、発表者が「それぞれの行事の由来、意味等をよく理解し、子どもたちに伝えたいメッセージのよく分かるプレゼンテーションを心掛けること」、発表者以外の出席者の、発表者への積極的な協力の要請をした。またプレゼンテーションの内容については「言葉」に関わるものを中心とすることを心掛けさせた。また1課題を20分とし、企画書の趣旨説明および質疑を含め、1グループにつき30分程度の時間配分とした。



(学生プレゼンテーションの様子)

また企画書の内容として、課題名、発表日、発表者、発表を想定した場所および対象年齢、目的とねらい、それぞれの行事の意味、行事のタイムテーブルと内容、環境構成、おもな言葉かけ

と予想されるこどもたちの反応等、保育指導案に準じた内容を記載し提出させた。

特に「目的とねらい」においては、それぞれの行事にちなんだ保育活動をいかに行うか、なるべく具体的に考えさせ、またその根拠を主に「保育所保育指針」に求めさせた。たとえば「誕生会」⁹の発表では以下の記述があった。

誕生会をすることで、生まれた日にお祝いをしてもらい、喜んだり楽しんだりするひとときを過ごす。同時に友だちの誕生日を祝うことによって人を思いやる気持ちを培わせる。また誕生日を迎えた子どもたちが、お友だちとともに年齢にそった自立心および自主性を自覚し、新しい課題にチャレンジしていくように支援する。誕生会では紙芝居を行うが、これによって身近なことへの安全・決まりなどを身につけ、他人の役に立つことの喜びを持つことができるようになることを期待している。／異年齢児とともに行事を行うことによって、特に上位年齢のこどもたちには、小さな子どもへの優しさ、配慮の大切さに気づかせたい。

(3～5歳児対象)

ひとりひとりの誕生を祝うことは、上記のように、自身が＜愛され＞、一個の人格として周囲に＜受け入れられ＞ていることの自覚・充足感へと繋がる。同時に他者が＜愛され＞ているように自身も周囲に＜受け入れられ＞ていることの自覚にもなる。「誕生会」の第一の意義はここにある。次に指摘されている「異年齢児との交流」を「保育所保育指針」に求めれば以下の「内容」（「人間関係」）と照応させることができるだろう。

- (7) 年上の友達と遊んでもらったり、摸倣して遊んだりする。（3歳児）
- (9) 年下の子どもに親しみを持ったり、年上の子どもとも積極的に遊ぶ。（4歳児）
- (9) 異年齢の子どもとの関わりを深め、思いやりやいたわりの気持ちを持つ（5歳児）

あるいは「配慮事項」（同）では以下のようになる。

- (1) 友達との関係については、保育士や遊具その他のものを仲立ちとして、その関係が持てるように配慮する。（3歳児）
- (1) 集団の活動に参加するときは、一人一人の子どもが、それぞれの欲求を満たすことができるよう配慮する。（4歳児）
- (1) 一人一人の子どもが友達と関わる中で、個人や社会生活に必要な習慣や態度が身につくようにする。（5歳児）
- (2) グループを作る場合は、様々な場面で自分を主張でき、相手の立場を認め、他人のよいところを見つける力が育つように配慮する。（同）
- (3) 集団生活は、一人一人が生かされ認められるよう、また、子どもが相互に必要な存在であることを実感できるように進められることが必要である。（同）

また、それぞれの行事の意味・由来に関しては、例えば「母の日」については、実際には、こどもたちに＜おかあさんへの感謝＞の気持ちを抱かせることをねらいとして保育活動が営まれるだろうが、その行事の由来がアメリカのあるキリスト教会のエピソードから来ていることを、保育者は知っておくべきである。他に「父の日」は勿論のこと「イースター」「クリスマス」「収穫感謝」も同様に保育者がその由来についての知識を持つことは論をまたないが、ここでは「母の日」について、企画書には一応の記述があったのだが、出典を明らかにしていないのと、引用の正確さが懸念されるので学生が参照したと推測されるインターネットHPから引用しておく。

そもそも母の日の起源は？／アメリカのフィラデルフィアに住むアンナ・M・ジャービスという人がいました。／1905年5月9日にそのおかあさんが亡くなった時、アンナは／「お母

さんに対しては感謝の気持ちでいっぱいなのに、もうお母さんはもうこの世にいない。／お母さんが生きている時にもっとお母さんをたたえて感謝の気持ちを伝えたかった」と思いました。／そして他の人にも同じような気持ちになってもらわないとためにも／生前にお母さんを敬う機会を設けたいと思うようになりました。／その活動は徐々に大きくなり、1907年頃には母の日の祭日を設ける運動が全米で繰り広げられ／その後1913年にアメリカの議会で満場一致で「母の日」が制定されました。

なぜカーネーションなの？／カーネーションが母の日に選ばれたのは、この花が母性愛の象徴とされているからです。／十字架にかけられたキリストを見送った聖母マリアが落とした涙の後に生じた花という言い伝えがあります。／また中央部の赤はキリストの体から散った血の色ともいわれています。／古代ギリシャ人がオリンパス山の神々の主神ゼウスに捧げたとも伝えられるように／この花は昔、花冠を作るのに欠かせなかったところから／花冠、花輪を意味するラテン語CORONAにちなんでCARNATIONと名付けられたといいます。／また母の日の提唱者であるアンナ・M・ジャービスのお母さんが／カーネーションが好きだったこともその要因の一つのようです。

(<http://home.att.ne.jp/delta/hananoki/arrange-57.htm>)

その他、「ひなまつり」や「こどもの日」「七夕」「節分」等の節句行事なども同様に保育者としての知識が必要となる。例えば「五色の短冊」¹⁰なども、歌詞の意味、あるいは七夕に因んだ工作等をする際に、知っておかなければならない条項として挙げられよう。

学生に対しては発表の際に提出する「企画書」において、予め知り得た情報を書き、他の受講生と知識を共有することで見識を深めさせていった。

4. 終わりに

以上が2005年度、保育士養成施設ではない本学学生のための保育士資格取得支援科目としての「こどもと言葉」実践の試みである。本稿執筆中の2006年度後期、2度目の同講義を開設中である。以下に2005年度に実施された学生によるアンケート評価結果および改善計画書を掲載しておく。色々な反省点もあったが今後の課題としたい。なお2007年度より「こどもと言葉」は1年次生前期開講科目となり、同年後期の演習科目「保育内容（言葉）」への序章的な科目へと変わる予定であることを付しておく。

コード 109107

科目担当者： 金戸清高
調査対象科目： こどもと言葉 クラス： 1H

授業科目： 専門教育科目（人文学科） 調査日： 1月 23日， 月 曜日， III 時限
 単位数： 2 単位 講義回数： 14 回（定期試験日及び補講日を含む）
 必修・選択： 選択 休講回数： 1 回（うち、補講回数 1 回）
 授業形態： 講義 就業者数： 59 人（2005年10月25日現在）
 開講期： 後期 辞退者数： 20 人
 配当年次： 1 年次 回答者数： 29 人

【改善計画】（400字以内）

1. 自己評価

今年度始めて開講した科目である。保育士資格取得支援のためのものであったが60名近くの受講者の半数が挫折したのは、講義の趣旨があらかじめ受講生に伝わっていなかったからかもしれない。とはいえ、受講生が最終的にはこどもを対象としたプレゼンテーションができるまでになったのは大きな成果であったと思う。

2. 改善課題

前半を講義（「保育所保育指針」の解説）、後半を実技演習としたが、その配分がうまくいかなかつた。もう少し演習に時間を費やすように、計画的に講義を展開すればよかった。

3. 改善計画

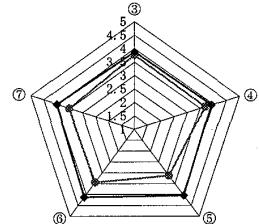
保育士試験頻出分野の説明はつくどくなりがちである。もう少しメリハリをつけた講義の展開を心掛けたい。

質問項目

I. 授業に対するあなたの取り組みについて

- ①欠席回数は？
- ②遅刻回数は？
- ③履修登録の前に講義概要（シラバス）を読んだ
- ④私語やメールのやりとりはしなかった
- ⑤ノートをきちんととった
- ⑥講義を集中して聴いた
- ⑦授業内容を理解できた

回答の平均値



集計結果 ※平均値は誤記入の個数を除いて算出しています。

回数	①	②
0回	11	24
1回	8	4
2回	5	0
3回	3	1
4回以上	2	0
誤記入	0	0
合計	29	29

五段階評価	③	④	⑤	⑥	⑦
5	14	8	5	5	4
4	4	13	9	13	15
3	5	3	4	4	4
2	2	1	7	4	4
1	4	4	4	3	2
誤記入	0	0	0	0	0
合計（個数）	29	29	29	29	29
合計（点数）	109	107	91	100	102

平均値	③	④	⑤	⑥	⑦
金戸清高	3.8	3.7	3.1	3.4	3.5
全体	3.9	3.9	4.1	4.1	4.0

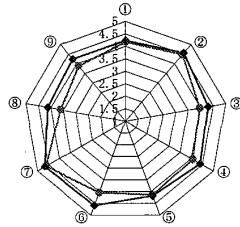
—●— 金戸清高 —◆— 全体

質問項目

II. 授業について

- ①授業は講義概要（シラバス）に沿って進められましたか
- ②先生の授業に対する熟意や意欲を感じられましたか
- ③先生の説明はわかりやすかったですか
- ④質問等には適切に答えてもらいましたか
- ⑤質問等には適切に答えてもらいましたか
- ⑥私語や携帯電話・遅刻などへの指導は適切でしたか
- ⑦休講や自習は少なかったですか
- ⑧更に学習する意欲が湧きましたか
- ⑨授業内容に満足できましたか
- ⑩この授業について、要望や感想などがあれば自由に記入してください。

回答の平均値



—●— 金戸清高 —◆— 全体

集計結果 ※平均値は誤記入の個数を除いて算出しています。

五段階評価	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
5	14	16	9	12	14	13	20	4	7
4	6	11	12	9	9	10	5	14	14
3	9	2	7	6	4	2	3	7	6
2	0	0	0	2	0	2	0	1	2
1	0	0	1	0	2	2	0	2	0
誤記入	0	0	0	0	0	0	1	1	0
合計（個数）	29	29	29	29	29	29	29	29	29
合計（点数）	121	130	115	118	120	117	129	101	113

平均値	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
金戸清高	4.2	4.5	4.0	4.1	4.1	4.0	4.6	3.6	3.9
全体	4.2	4.6	4.3	4.4	4.2	4.6	4.7	4.1	4.3

記述式 ※学生の記述のとおりに記載しています。但し、主旨にそぐわないものは除きました。

1. 年齢別の勉強のどこでいったいどの場所を言ってるか分かりにくかったです。
2. 実際に人の前で話す方が楽しかった。
3. 実際にプレゼンをしたことは良かったと思う。できれば、幼稚園などで実践してみたかった。
4. ありません
5. Oh year.

3月31日までの間にある者」を指す「児童扶養手当法」などがある。18歳未満と規定するのが「児童福祉法」「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」などである。ちなみに「児童福祉法」第4条には、満1歳に満たない者を「乳児」、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者を「少年」としている。「学校教育法」では、幼稚園児を「幼児」、小学生を「学齢児童」、中学生を「学齢生徒」、高校生を「生徒」、大学生を「学生」としている。また「道路交通法」では6歳以上13歳未満を「児童」とし、「労働基準法」では15歳未満の者を「児童」としている(『改訂・保育士養成講座2005第2巻 児童福祉』全国社会福祉協議会による)。

- 6 <http://gmr.jp/kindergarten.htm>
- 7 これについては拙稿「こどもと言葉に関する試論」(『紀要V I S I O』第32号 2005年7月)に詳述した。
- 8 本来ならば「実習記録」あるいは「保育指導案」として提出を求めるべきものであるが、ここまで述べてきた通り、保育士養成施設でない本学の学生が、こどもたちの前で行う行事企画という意味で「企画書」という様式をとった。
- 9 1月30日(村上友望、原野知子、福田紋子、山内麻里子)。但し誤字等の表記は適宜金戸が訂正している。(以下同。)
- 10 「『たなばたさま』にある五色の短冊の五色は、五行説にあてはめた五色で、緑・紅・黄・白・黒をいう。中国では五色の短冊ではなく、五色の糸をつるす」。

(<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%83%E5%A4%95>)